

## 随意契約結果一覧表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額	契約の相手方を選定した理由	摘要
	立木壳払 1901	令和4年(2022年)7月22日	檜山郡上ノ国町字桂岡163番地3 松前地区林産協同組合	6,050,000	道有林の森林施業における共同事業の推進に関する基本方針 林業を取り巻く環境は、採算性的の長期低迷や山村地域の過疎化、高齢化などの状況が続いている。こうした厳しい経営環境下で行っている道有林の森林施業の担い手は、その殆どが小規模事業者で、經營基盤の強化や、事業者個々の自助努力で林業労働者を確保し、安定した雇用を維持することが困難な現状となっている。 このような状況から、道有林では森林施業の担い手の安定的な確保に向け、「道有林の森林施業における共同事業の推進に関する基本方針」を定め、林業事業体の再編集約による森林施業の共同事業を推進し、道有林の森林整備の確実な実施を図ることとしている。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則適用方針 第3節(随意契約) 関係 第1項(19) 道有林野事業に対する北海道財務規則適用方針第3節(随意契約)第1項19)の運用について	
	立木壳払 2901	令和4年(2022年)7月22日	檜山郡上ノ国町字桂岡163番地3 松前地区林産協同組合	8,995,800	道有林の森林施業における共同事業の推進に関する基本方針 林業を取り巻く環境は、採算性的の長期低迷や山村地域の過疎化、高齢化などの状況が続いている。こうした厳しい経営環境下で行っている道有林の森林施業の担い手は、その殆どが小規模事業者で、經營基盤の強化や、事業者個々の自助努力で林業労働者を確保し、安定した雇用を維持することが困難な現状となっている。 このような状況から、道有林では森林施業の担い手の安定的な確保に向け、「道有林の森林施業における共同事業の推進に関する基本方針」を定め、林業事業体の再編集約による森林施業の共同事業を推進し、道有林の森林整備の確実な実施を図ることとしている。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則適用方針 第3節(随意契約) 関係 第1項(19) 道有林野事業に対する北海道財務規則適用方針第3節(随意契約)第1項19)の運用について	
	立木壳払 1401	令和4年(2022年)11月18日	檜山郡上ノ国町字桂岡163番3 松前地区林産協同組合	550,000	「道有林野事業協定版改定実施要領」(以下「協定版改定実施要領」) 平成21年3月19日道有林第884号(第3の1(1))木質バイオマス用材として有効活用を図る場合)を適用し、「協定版改定実施要領」第6の資格要件及び第7の4の審査結果により、松前地区林産協同組合と令和4年(2022年)9月27日付けで「協定版改定実施要領」に基づき協定を締結しており、北海道財務規則適用方針第3節(随意契約) 関係第1項(2)「契約の目的に代替性のないものであるとき」に該当することから、契約の相手方にして松前地区林産協同組合を選定する。	
森林整備課						